

令和元年度

重点施策の概要

1. ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます 16 ページ
2. ニセコ町の地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 23 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 28 ページ
4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります 29 ページ
5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します 32 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 35 ページ
7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます 38 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 43 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 47 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 49 ページ
11. 住民みんながまちづくりを考え、活動します 51 ページ

1. ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成21年3月に準都市計画を策定しています。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。令和元年度は、開発行為2件、建築物等22件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなど審査を行っています。

(2) 土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。令和元年度の届出は32件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。令和元年度は、廃屋3件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

自然環境

(1) 環境基本計画の推進

平成24年度に作成した第2次ニセコ町環境基本計画（平成24年度～令和5年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。令和元年度は、ニセコ町環境審議会を計2回開催し、環境基本計画等の進捗管理及び評価を行いました。

また、環境教育として、小学生を対象とした水生昆虫観察会を2回開催しました。

第2次環境基本計画は、平成24年度から12年間の計画で、第1次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、9つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

(2) 水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口8cm²以上の施設を有する場合）。

最近は、開発に伴う地下水の汲み上げの相談案件が増加傾向です。令和元年度は申請が3件あり、許可2件、届出1件の実績です。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

年度	件数	くみ上げ量	稼働日数（延べ）	備考
平成26年度	9	318, 353m ³	4, 184日	
平成27年度	10	375, 400m ³	4, 314日	
平成28年度	12	417, 226m ³	4, 306日	
平成29年度	8	433, 876m ³	3, 400日	
平成30年度	8	424, 390m ³	3, 381日	
令和元年度	8	431, 402m ³	3, 381日	

（３）環境会議等への参加

環境政策を通して先進的なまちづくりを進める団体が主催する会議等へ参加し、情報収集を行いました。令和元年度は地方創生SDGs国際フォーラムに参加し、参加者とのネットワークづくりや先進事例を学びました。

生活環境

（１）簡易水道事業

① 水道事業の運営

町水道は、簡易水道1地区、専用水道1地区、飲用水供給施設2地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は96.4%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

町では、安定した水道経営の実現のため、水道使用料の改定を行いました。

② 水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月1回）のほか、水源池の原水精密検査（年1回）と浄水精密検査（年4回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

③ 施設維持補修事業

配水施設ではニセコ地区の送水ポンプ、近藤地区残留塩素計・着水流量計等の交換工事、管路施設では宮田地区の減圧弁交換工事を行いました。また、水道施設監視装置の一部更新も行っています。

2月には、ニセコ地区の水源水量減少に伴い配水池水量確保のため、曽我地区より臨時の仮設送水管の設置工事を行いました。

令和元年度は水道本管での漏水事故が8件発生し、修理工事を行っています。

④ 量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた８年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取り替えが必要となります。

令和元年度は平成２３年度に設置した量水器が対象となり、３５８台の取替工事を実施しています。

⑤ 施設更新整備事業

宮田地区では、河川改修工事に伴い配水管の河川横断更新工事を行いました。曾我地区では、令和２年度の配水管更新工事に向けた実施測量設計を行いました。市街地区では、水道使用量増加に対応するための水源調査業務を実施しています。

⑥ 飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の３分の１以内（上限５０万円）を町が補助しています。令和２年度は実績がありませんでした。

（２）公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコ町の下水道は、整備予定区域の９１．８％の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は９７．１％となっています。

令和元年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

② 下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約７００ｍ³にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。令和元年度は２０８ｔの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは、機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については、管路清掃やマンホールポンプ場の清掃を行っています。

③ 公共下水道整備事業

今後の下水道施設を更新する上で、ストックマネジメント計画を策定しなければならず、令和元年度はストックマネジメント調査業務を実施しています。

駅構内マンホールポンプ所に停電時にポンプを稼働させるための発電機室設置の実施設計を行っています。

④ 農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は、蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出した他、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。継続事業で汚水マンホールポンプ分解整備を実施しました。

（３）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

令和元年度は、５人槽１２基、７人槽１基の合計１３基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（４）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

また、本年度は、経年劣化及び車両の消耗が著しい中で使用し続けてきたし尿収集車両について、安定的な収集を継続するため更新しました。

・処理量動向

（令和元年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
１９７．１３ｋ㎡	１，２７８ｔ	２，９７５ｔ	４，２５３ｔ
（前年対比）	（１００．８％）	（１００．５％）	（１００．６％）

（５）ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全１７区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

また、現在不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理しています。

・ごみ類の収集動向

（令和元年度）

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	９０９ｔ	１２８ｔ	５１２ｔ	４１６ｔ	９ｔ	１，９７４ｔ
前年対比	１０１．０％	１０１．６％	９７．２％	１０２．５％	６９．２％	１００．１％
リサイクル率	７５．０％（前年度７８．５％）					

（６）廃棄物広域処理事業

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、近隣町村と共同で処理を行っています。

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓 7 町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成 27 年 3 月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者に委託しています。

（７）資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し（12月31日～1月5日を除く）資源ごみの受け入れを行っていますが、資源ごみ以外に「粗大ごみ」や「燃やさないごみ」が出されており、無人のためルールが守られていないごみの量が増えています。

（８）一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成 21 年 6 月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立量の減量化が図られ、約 11.7% の残容量となっています。

また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により、焼却灰の埋立てはなくなりました。

（９）廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

また、ごみの分別ルールと排出方法などをより多くの町民に理解いただくため、ごみ分別アプリサービスを導入し運用を開始しました。

（１０）不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」が警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

（１１）環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5 月と 10 月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力により清掃活動を実施しました。

(12) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

平成30年度からは、町補助事業によりダストボックス内生ごみバケツの更新を行っています。

(13) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

令和元年度の「食中毒警報」は、5月24日から9月11日の間に10回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

(14) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

平成30年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	令和元年度末
342頭	17頭	8頭	5頭	28頭	334頭

(15) ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成28年度から平成29年度にかけて大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
令和元年度	57回	(0回)	4.8回
平成30年度	51回	(4回)	4.3回

(16) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、令和元年度末現在で残り20区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につながる森づくり推進事業」を継続し、支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町有林の整備では、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的として実施されています。令和元年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐7,17haのほか、作業道の補修、支障木の伐採や草刈を実施しました。

(2) 木材等の地域内調達率向上へ向けた基礎調査

町外への資金流出を減らし、できる限り地域内で資源が循環する経済の構築に向け、木材等の域内調達率・循環率の向上を目的とした地域商社事業の創出を目指します。地域商社事業では、域内の農林産品を中心に利用し得るモノ・サービスを対象とした地域ポイントを導入し、域内調達率の高い産品を中心とした経済圏を構成し、地域経済の活性化・循環に結び付けます。

令和元年度は、その基礎となる町内の森林や林業、木材加工・販売の現状などについて整理するとともに、地域経済の活性化・循環に結び付けるため、林業関係の域内調達率向上のみならず、域内の農林産品を中心に利用し得るモノ・サービスを対象とした地域ポイント導入可能性の検討と、それらの整理・検討をもとに仮設を立て、ニセコ町版地域商社の基本設計も行いました。

2. ニセコ町の地域資源を活かし、快適な生活基盤を整備します

生活環境

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、町が所有し、通信事業者に貸し付けてサービス提供を行っています（IRU契約）。第1期整備（平成16年／川北・アンヌプリ・東山地区）及び第2期整備（平成22年／近藤・宮田・黒川・西富等）については、過疎地での通信網整備という初期目的を達成したものと考え、施設の民間移譲を検討しておりますが、令和2年6月末をもって設備の移管を進めるべく、民間事業者側と移管条件の整理作業を行っております。

(2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

① 令和2年4月末 配布状況

世帯 1,595／2,147 台、事業所 182／187 台、配布率 76.1%

② 未設置世帯への対応

広報誌への掲載、ラジオニセコでの呼びかけ、町民生活課と連携し、設置されているか否かの声かけを行うようにしました。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020(4月末)
貸出率：%	77.8	74.2	65.6	78.6	76.7	76.1

コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

(3) にこっとBUS(デマンドバス)の運行

平成28年度から地域交通の最適化を目指し「ローカルスマート交通構築事業」に取り組んでいます。特に平成29・30年度の2年間は冬季に混雑する路線の一部に貸切バスを導入し運行試験(通称：スキーバス)を実施。その結果1～3月には減少傾向にあった乗車人数が増加に転じ、また予約等のお断り件数が減少するなど、一定の成果を挙げました。但し、令和元年度末はコロナウイルス感染防止のため、利用者は減となりました。

・にこっとBUS乗車実績

(4月～3月まで)

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
平成27年度	15,601	19,389	53
平成28年度	15,280	18,445	51
平成29年度	14,610	17,521	48
平成30年度	14,703	17,545	48
令和元年度	14,255	16,660	46

・にこっとBUS、予約お断り件数実績

	H30 (1月～3月)			R1 (1月～3月)		
	1月	2月	3月	1月	2月	3月
お断り件数	28	20	20	22	18	15
(前年比)	(△141)	(△98)	(△87)	(△6)	(△2)	(△5)
乗車人数	1,512	1,438	1,425	1,430	1,256	931
(前年比)	(△45)	(△84)	(△215)	(△91)	(△182)	(△494)

(4) スキーバス、助け合い交通、生活バス路線(福井線)の運行について

- ① にこっとバスの予約混雑時のお断り件数を減らすために取り組んできたスキーバスについて、令和元年度は観光客向けのこれまでの周遊バスと統合した新たな周遊バスとして試験運行を行いました。

※スキーバスは無料利用。R1からの新たな周遊バスでは、町民無料パスを発行。

【R1】R1.12.21～R2.3.29(84日間)※3月は早朝快速便のみ

<周遊バス・スキーバス利用者数比較>

	H30			R1			比較(R1-H30)		
	有料	スキー	計	有料	無料	計	有料	無料	計
利用者	2,496	287	2,783	2,313	427	2,740	△183	+140	△43

② 福井地区助け合い交通について

福井地区親交会において、令和元年5月からボランティアドライバーによる助け合い交通活動を自主的に試行しています。親交会員が、にこっとバスの予約が取れない場合や、その他公共交通機関の利用時間が合わない等の場合に、実費相当分の費用負担で利用が可能となります。町からは、今後の横展開の可能性に備え、運行状況・利用状況等の調査・集計データの収集について地区へ委託しているほか、配車時に車体に貼付するマグネットなどの消耗品や安全管理用のドライブレコーダー貸出、保険会社との調整などの後方支援を行っています。

(令和元年度実績：5月～3月 130回運行 191名(通院：36%、買い物33%))

③ 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運

行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線（福井線）のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス（株）に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

（５）北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

① 北海道新幹線

新幹線のトンネル掘削にかかるニセコ町内工事（鉄道・運輸機構）は、順調に進捗しています。

（ア）昆布トンネル（L=10,410m）掘削中

- ・桂台工区（4,800m）鉄建・アイサワ・福津・西江JV 令和4年まで
7/1現在 掘削延長 4,800m（100.0%）
- ・宮田工区（5,610m）鹿島・五洋・宮坂・荒井JV 令和5年5月まで
7/1現在 掘削延長 4,914m（87.6%）

（イ）ニセコトンネル（宮田～里見 L=2,270m）掘削中

飛島・大豊・齊藤・白木JV H29～53か月間
7/1現在 掘削延長 999m（44.0%）

（ウ）羊蹄トンネル（元町～倶知安 L=9,750m）

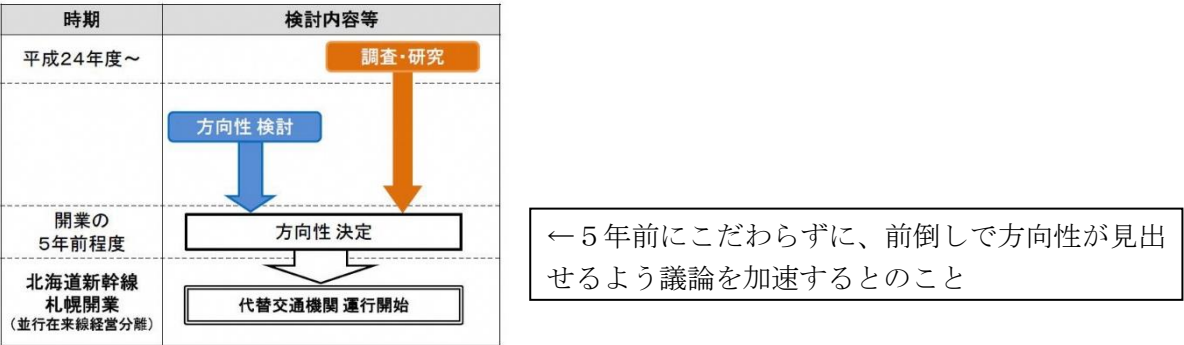
- ・有島工区（4,181m）熊谷・不動テトラ・宮坂・橋本川島JV
令和2年～5年掘削予定（高砂方面からも掘削）

※現在、仮設事務所および宿舎をニセコ中学校横の民有地へ建設準備中

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、今後とも並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

また、北海道への新幹線開業効果を広域波及させるため、後志総合振興局が主催する後志地域二次交通検討会議にも参画し検討を進めています。

■北海道新幹線並行在来線対策協議会のスケジュール



平成24年	6月	北海道新幹線新函館北斗－札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年	11月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成25年	12月	昆布トンネル（桂台工区）工事発注
平成26年	12月	着工
平成27年	2月	昆布トンネル（宮田工区）工事発注
平成27年	12月	着工
平成28年	3月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成29年	2月	ニセコトンネル工事発注
平成30年	7月	着工
令和2年～		羊蹄トンネル掘削開始予定
令和12年～		開業予定

② 北海道横断自動車道

平成23年5月、北海道横断自動車道（黒松内～余市）の計画段階評価が試行。同年12月には、社会資本整備審議会道路分科会北海道地方小委員会において、2段階方式で着工する整備方針（余市～倶知安間を先行整備する案）が了承されました。

平成26年3月、国道5号の倶知安余市道路（共和～余市）が新規事業箇所として採択され、平成28年5月に余市町で橋梁工事に着手しました。

平成29年3月には小樽ジャンクションがフル規格による計画変更が決まり、それより南に位置する共和～倶知安については、平成28年3月に新規事業箇所採択となり、現在事業が進められています。

町では、基本計画区間となっている倶知安～黒松内間の早期整備について、国道5号の現道活用によるスムーズな運行を可能にするため、拡幅や路盤の整備などを引き続き要望しています。さらに、倶知安ICと国道5号線との接続がどのような形で行われるのか等についても、より利便性のよい整備に向け、要望等を進めます。

（6）道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（道路台帳）：188路線 実延長180km
（令和2年3月末） 改良率67.4%
舗装率63.5%

① 町道の整備

町道ルベシベ通、近藤七線通の砂利道について舗装改良工事を実施するとともに、羊蹄近藤連絡線の長寿命化対策（舗装）及び歩道の整備を行いました。そのほか、法面補修や小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めました。

② 道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、区画線（センターライン）補修、雑木除去など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路やガードケーブル周辺など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

③ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け補修工事を進めています。令和元年度は西山滝台連絡線宮前橋の補修工事と橋梁点検（12橋）を実施しました。

（7）河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。令和元年度は、ニセコアンベツ1号川の護岸補修工事を行うとともに、愛媛川の維持工事、光栄川の雑木撤去を実施しています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曽我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行うとともに、農村公園の再整備を進めるための基本計画を策定しました。そのほか、公園の遊具点検や暗渠修繕工事など、安全に遊べる公園管理を進めています。

（８）公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。令和元年度は、新有島団地３号棟８戸の長寿命化型複合改善工事と望羊団地Ｄ・Ｆ棟１８戸のベランダ防水工事を実施しています。

・町営住宅種別戸数 (令和元年度末現在)

種 別	区 分 (戸数)	合 計
公営住宅	本通Ａ団地（６５）、本通Ｂ団地（１１）、有島団地（２０）、西富団地（８）、富士見団地（３６）、新有島団地（３２）、中央団地（４８）、望羊団地（７２）、綺羅団地（２０）	３１２戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（２８）、本通Ａ団地（１２）	４０戸
その他	コーポ有島（４８）	４８戸
合 計		４００戸

（９）公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。令和元年度は、望羊団地の街路灯及び受水槽屋根の塗装、有島団地窓雪止め棚の取り付け、中央団地、望羊団地非常用照明の改修工事を行っています。

（１０）住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成１９年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成２８年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

（１１）除雪対策事業

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道１２７kmの除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、２８団体に道路除雪費の一部を補助しています。なお、令和元年度は記録的な小雪のため、降雪量が基準値を下回ったことから、昨年度に引き続き委託料を１５％減額しています。

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 環境モデル都市第2次アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに1990年度比でCO₂の86%削減を目標とする本町は、平成31年3月に「環境モデル都市第2次アクションプラン」を策定しました（計画期間／令和元年度から5年間）。

この計画では、「CO₂の削減と経済活動の活性化の両立」を基本に掲げ、8つの政策分野と具体的な37の取り組みの実施により、目標達成を目指しています。

令和元年度は主に、役場新庁舎や綺羅乃湯の省エネ化、地域エネルギー会社の設立検討、建物の低炭素化を進める条例等、低炭素を進めるための各種条例の検討、NISEKO生活モデル地区の基本設計など、計画に定めた取り組みに鋭意着手しました。

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣府より選定を受けました。

(2) 住環境の整備促進

① 環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成30年度に創設しました。令和元年度においては、1棟5戸に対し6,000千円の補助を行っています。

② 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っていますが、令和元年度の補助実績はありませんでした。

4. ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

令和元年度における総会は12回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務を行いました。

農業委員会では、農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、農地法などの関連法令の適正な運用に努めており、耕作放棄地の解消、優良農地の保全・確保などの取り組みを進めています。また、農地法第4条及び第5条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行い、農地管理を徹底させています。農地中間管理事業や農地台帳の法制化に伴う農地状況の公開を進め、農地の利用の最適化へ向けた取り組みを引き続き行ってきました。

平成25年度から開始した農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」についても、農地の有効利用と農家経済の活性化を図るため、適正な運用を行い、営農環境改善に向けた取り組みに努めています。

持続性ある地域の発展のため、地域の担い手確保が重要と位置づけており、担い手の生活基盤の安定化を図るべく、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

令和元年度は、区画整理工事に着手して5年目となり、5年間で508haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の補修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES！clean など有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取り組みを支援しています。本年度も、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10アール400円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ200円の補助を実施しました。また、酒米のさらなる振興を図るため、60キロ200円の補助を継続実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、1団体(2戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引続き取り組みました。また、農業機械導入による営農効率化のため、担い手確保・経営強化支援事業(融資主体型補助事業)や畑作構造転換事業における予算確保をして、機械導入補助を実施しました。

今後も、農業者の規模拡大への支援、経営の効率化など、農業者の経営に支援する取り組みを推進します。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」、酒米の「きたしずく」「彗星」の活用促進を行い、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する新規就農資金制度や農業次世代人材投資資金(旧青年等就農給付金)の適正な給付、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。特に、老朽化が激しい堆肥センターについては、運営に支障のないよう改善を進めました。

さらに、JAようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

5. 商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。令和元年度も、JA水稻生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した純米大吟醸「どぶろく」、「スパークリングにごり酒」、新米新酒の販売、「黄麴の甘酒」の販売などに取り組み、酒米の里づくりを推進してきました。

さらに、農業者の6次産業化を推進するため、6次産業化に意欲のある農業者の事業の説明を実施しました。

引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

商工業

(1) 地域産業振興

令和元年度も新たな事業所等の開設が進む一方、代表者の変更や高齢化などの理由による廃業もありましたが、商工会の会員数は前年度末から1事業所減の181事業所（3月末）となっています。年度末に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ニセコ地域では海外資本などからの投資が一時的に停止する事態となっております。今後は、新型コロナウイルス感染事業を踏まえつつ、地域内経済循環に力点を置き、ニセコ町商工会が実施する地域内事業者の経営活動への支援の取り組みについてサポートしていきます。また、ニセコ綺羅カード会による子育て支援事業「キッズカード事業」に対する支援を行い、利用者の拡大へ向けた商業振興を図りました。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

(2) 創業や事業継承の支援

事業者数を増加させ、地域内の経済循環を強化していくことが求められています。継続して創業への支援することが重要であり、そのための取り組みを進めます。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進してきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業を実施し、資金面での支援を行っています。令和元年度はカフェなど新設3件、コインランドリーの新設1件、事務所の新設1件の計5件の事業が対象となりました。

(3) 企業進出に対するきめ細かな対応

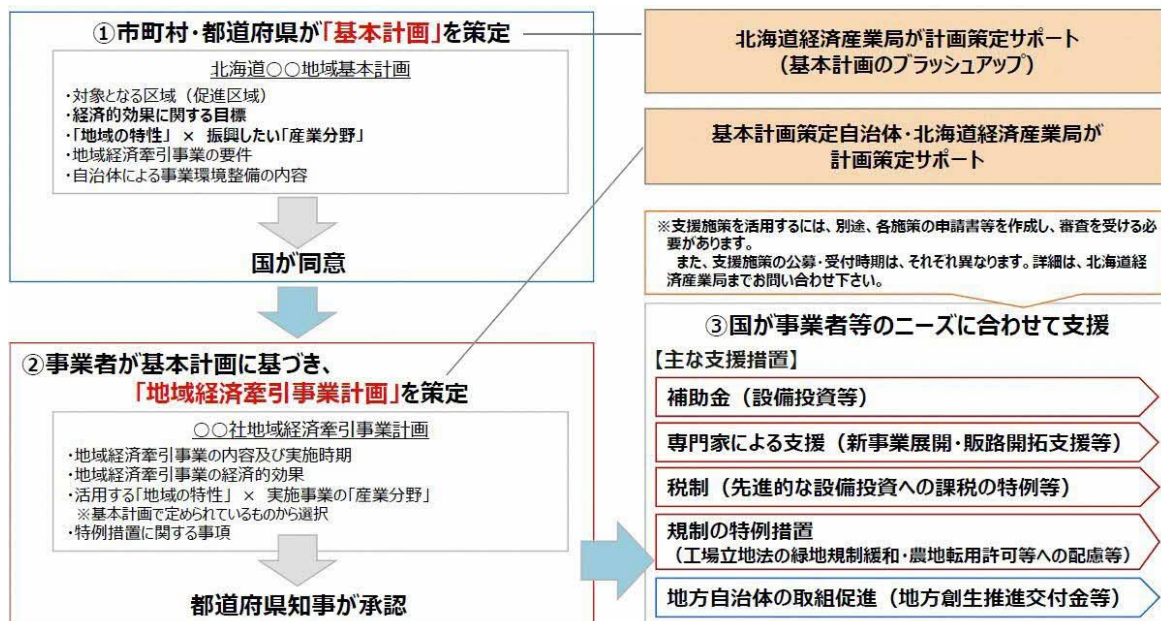
ニセコ町のブランド化が進む中で、個人から各種企業まで、ニセコ町への進出相談が増加しています。令和元年度においても、製造業や飲食店、学術研修施設など、各種企業等から相談が寄せられました。その中で、ニセコ町の価値向上につながる企業誘致や地域経済の牽引となる事業も具体化しています。

インフラ整備など、相談対応に当たっての課題も多くありますが、地域の経済循環、雇用創出、働き手不足の解消など、様々な観点を踏まえ、きめ細かに相談対応を行いました。

(4) 企業誘致・生産性向上の取組状況について

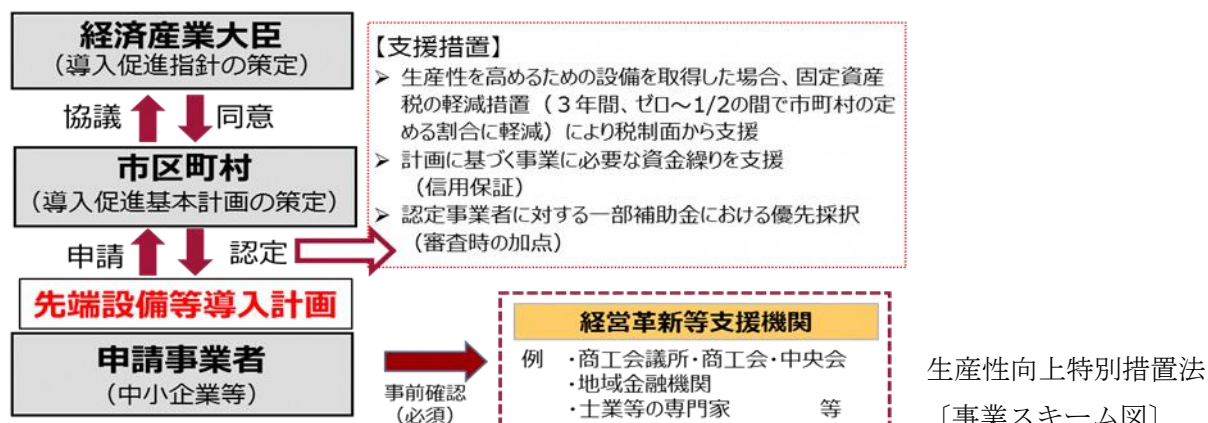
ニセコ町への企業誘致については、これまで「企業立地促進法」に基づく取り組みを進めており、ニセコ周辺地域産業活性化協議会及び地域産業活性化計画（基本計画）によって本地域（広域8町村）での企業誘致の体制を整えてきました。

しかし平成29年度からは、「地域未来投資促進法」による取り組みに移行となり、町単独として計画を策定。地域未来投資促進法では、地域の特性・強みを活用し、経済波及効果が期待できる事業を促進するものであり、本町計画においては観光関連事業を地域牽引事業と位置付けました。町の計画に基づき「地域経済牽引事業計画」の承認（北海道知事認）を受けた事業が国による補助などの支援対象となります。なお、現在、町内での「地域経済牽引事業計画」の認定は1件となっています。



地域未来投資促進法〔事業スキーム図〕

さらに平成30年度には、生産性向上特別措置法による中小企業の設備更新等による生産性向上対策の取組みが加わっており、ニセコ町として基本計画を策定しています。この計画に基づき、中小事業者が「先端設備等導入促進計画」について町の承認を受けることで、事業者は国の補助制度上の優遇や町固定資産税の減免対象（3年間ゼロ、平成30年6月議会で税条例改正）となります。なお、現在、町内での「先端設備等導入促進計画」の認定は2件となっています。



6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 観光客の誘致

令和元年度には約172万人の観光客がニセコ町を訪れましたが、宿泊延べ数は約33万泊で前年に比べて、大きく割り込みました。また、外国人観光客は約10万8千人が来訪し、宿泊延べ数は約16万泊と前年と比べ大きく落ち込みました。

これは、令和元年度の小雪や新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きく、例年より大幅に減ったことが原因と考えられます。一方で、冬季間における宿泊施設の収容的な限界や価格の高騰などの課題への対応がうまく機能していないことも影響していることと思います。また、逆に夏休みを除く夏季間(グリーンシーズン)にはかなりの余裕があり、季節間での格差があり、季節の平準化の取組みが重要となっています。さらに宿泊全体が落ち込んでおり、今後グリーンシーズンの集客や国内プロモーションも展開していく必要があります。

ニセコ地域はこれまで海外プロモーションを強化してきましたが、新型コロナウイルス感染リスクなど、リスクに強い観光地づくりも心がけていく必要があります。適切な地域情報の発信をしつつ、地域課題へ向けた取り組みの着実な施策の実行により、観光客がニセコを目的地として考えてもらえるようにすることが重要となっています。

また、地域内で開催される各種イベントやMICE開催などについても支援を行い、さまざまな人が集まる、多様性のある観光地づくりに取り組む必要があります。

(2) 観光客受入環境の整備

冬季の来訪者の多くは公共交通機関を利用して来訪していますが、ニセコ駅から地域内に移動する交通手段が限られているため、企画環境課がバス運行事業者と協力して実施した周遊バスの運行に対して、(株)ニセコリゾート観光協会が支援し、地域内交通手段の確保に努めました。

また、現在、観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に開設されておりますが、引き続き、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。観光協会では旅行商品販売等の業務と案内業務を組み合わせることにより、来訪者にはよりきめ細やかなサービスができるため、引き続き支援を行うこととしています。

この他にも、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援するなど、受入環境の整備について取り組みました。

（３）観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。また、昨年度はニセコなだれミーティングに加えて、国際雪・雪崩シンポジウム in ニセコを開催し、なだれの事故防止の認識を高めることができました。

令和元年度も引き続き、協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みを進めると共に、各スキー場によるパトロールやニセコなだれ調査所による雪崩情報の提供も行いました結果、令和元年度は雪崩による死亡事故は発生しませんでした。今後も地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコなだれ調査所と連携していく必要があります。また、雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けて国立研究開発法人 防災科学技術研究所との連携協定の下に、雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みや向上を図りました。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

（４）観光振興活動、体制の支援

多くの観光客がリピーターとなるように観光地としてのクォリティーを向上させるためには、地域の資源を最大限に生かし、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。内外のさまざまな人たちが気軽に参加してもらえするための環境づくりやイベント開催に対して支援する体制づくりを行いました。

また、新たなニセコの魅力を創造させようと、「ニセコの星空」を題材とした観光コンテンツづくりに取り組みました。また、引き続き観光目的税の導入についての課題検討などを行いました。

（５）広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の３町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、PR活動や満足度調査など共通施策を実施しました。

また、倶知安町と連携して進めている「ニセコ観光局」においては、MICE事業の推進を行いました。

（６）観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザや綺羅乃湯、五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

綺羅乃湯の改修については、新しい泉源の汲上ポンプの設置及び引込配管工事をはじめ、コージェネレーションシステムの導入、館内照明のLED化工事、窓開口部断熱工事、浴室ファン交換工事、浴室木部改修工事、非常用発電装置の設置、給湯ボイラー交換工事を実施しました。これにより、施設管理面での負担を軽減させ、災害避難施設としての機能を大幅に強化しました。

（７）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員等 11 人が観光大使として活躍しています。この他に、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流促進と PR を行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

（８）中央倉庫群の再活用について

ニセコ中央倉庫群については、6 棟からなる倉庫群であり、現在、3 棟を民間事業者（ニセコバス㈱、㈱小森スキー製作所、㈱北海道ライオンアドベンチャー）に貸与し、1 棟を役場の倉庫として使用し、残り 2 棟を広場と合わせて指定管理者による管理運営を行っています。指定管理者が管理運営している「旧でんぷん工場」、「1 号倉庫」及び「広場」については、平成 28 年 7 月の本格オープン以来、町内の各団体個人が各種イベントを開催するなど、地域交流施設として多様な活用がなされています。また、テレワークオフィスを整備し、都市部の企業によるテレワーク利用の増進を図っています。また、平成 30 年度からは関係事業者による「ニセコ中央倉庫群連絡会議」を設置し、事業者間の連携・協力の検討の場を設けています。

令和元年度から指定管理者を変更し、これまでの NPO 運営による良い面を継承し、さらに子育て支援や町民利用といった機能を強化した運営が行われ、利用者・施設使用料とも大きく増加してきました。

コロナ禍においては、利用者を限定するなど対策を講じ、開館を継続してきたところですが、3 月以降、利用者数などで大きな影響が出ています。

【指定管理施設利用状況】

延べ利用者数（人）

月	R1	H30	R1 実績の主な利用
4 月	777	384	キッズスペース常設化、ビュープラザ直売会野菜販売（GW 中）
5 月	859	586	協力隊等激励会・交流会
6 月	1,616	591	環境映画上映会「倉庫 de シネマ」、音楽イベント
7 月	1,278	506	地域産品物販開始、太郎吉蔵デザイン会議
8 月	1,328	706	小学生向け科学工作教室
9 月	1,656	1,327	絵画展、全編ニセコ町ロケ「single mom 優しい家族」上映会
10 月	1,445	977	ニセコハウイン、ゴスペルコンサート、鉄道遺産イベント
11 月	1,459	504	縄文イベント、ニセコ観光圏ミーティング、町民講座（2 回）、
12 月	972	460	キャントゥル作りワークショップ、クリスマスパーティ、フリーマーケット
1 月	1,527	247	キッズパーク、ジャズ・ロックコンサート
2 月	2,042	1,029	キッズパーク、ニセコジャポニカ、日本語講師ボランティア養成講座
3 月	623	351	※新型コロナウイルス感染症対策により主なイベント中止
合計	15,582	7,772	
月平均	1,299	648	

7. 町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます

学校教育

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね10年間に渡る長期的な施策の柱・目標を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成25年度から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として9つの目標を定め、前期5年には36施策、後期5年には25施策に取り組んでいます。

令和元年度は後期の2年目となり、計画の重点施策である学校運営協議会（コミュニティスクール委員会 平成29年度設置）と、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小中学校が特に連携する「小中一貫教育」の確立について取り組んできました。

令和元年度の活動成果として、コミュニティスクール委員会による学校支援ボランティアの制度化や学校評価、教育委員会に配置したスクールコーディネーターを中心に、英語教育やふるさと学習の充実に取り組んでいます。

このほか、計画の進行管理においては、教育委員の学校訪問による現況把握と意見反映、外部評価の実施などを通じ、教育委員会として実効性のある取り組みを進めています。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。この中で、子ども一人ひとりの「豊かな心と健やかな体の育成」、「生活習慣と社会性の育成」、「確かな学力の育成」のための各種施策に取り組んでいます。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、人権教育や道徳教育などの教育活動のほか、体験活動や修学旅行先等での伝統文化体験や芸術鑑賞、国の全国体力・運動能力等調査などの活用による体力・運動能力の向上に取り組みました。

「生活習慣と社会性の育成」では、挨拶活動、外部人材による様々な特別授業や職業体験、国際交流、子ども議会活動などに取り組みました。

「確かな学力の育成」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、チーム・ティーチングやアクティブ・ラーニングなどの具体的な学力向上策に取り組みました。また、国語力向上のため、学校図書室の活用や朝読書、読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶつく」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の充実などにも取り組みました。

特色ある教育の推進においては、幼児センター及び各町立学校に外国語指導助手を配置し、英語学習指導の充実を図るとともに、令和２年度から実施される改訂学習指導要領を前に、平成３０年度から実施している小学校外国語先行対応に継続して取り組みました。また、学校ＩＣＴ機器の運用とこれを活用した授業づくり、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な複式教育の実践を図りました。さらに、特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予算措置による特別支援講師を年度途中に１名増員して４名を配置し、学校全体での指導充実に努めました。取り組みの中では、ニセコ町教育支援委員会を中心とした学校間や関係機関との連携、支援の充実を進めています。

（３）町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産品の販売会、企業と連携したラベンダーのフレグランス開発などの農業実習を通じ、学校と地域の交流、産業人材としての資質、能力向上の取り組みを行いました。観光リゾートコースでは、接遇サービスなど町内の教育力を活用した外部講師による実習や産業現場実習など通じ、社会に通用する力の育成を進めました。また、マレーシアＹＴＬホテルズとの連携協定に基づき、２年生のマレーシア見学旅行やＹＴＬホテルスクール生徒との交流などに取り組みました。

これら特色ある学校の取り組みについては、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民の皆さんに広くその成果をお伝えすることに努めています。また、ニセコ中学校との連携など生徒募集活動の充実を図るとともに、学校振興に資するため平成２８年度から国の高等学校等就学支援金を活用した授業料収納を行っています。

また、教育委員と学校教職員による懇談会を実施するなど、今後の高校の在り方の検討についても取り組んでいます。

（４）その他の学校教育施策

学校教育の成果は教職員の資質・能力によるところが大きいため、教職員の資質と指導力の向上等を目的に教職員研修に取り組むとともに、飲酒運転根絶などの服務管理徹底に取り組みました。

学校運営に関わっては、児童生徒数の増加などに対応するため、教材備品類の配置や学校行事で使用するバス借上などを行ったほか、児童生徒健康診断や就学援助制度の改定を行うなど実情に即した適切な運用を行っています。また、児童生徒の安全に配慮しながら、効率的なスクールバス運行にも努めました。

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、「子ども１１０番の家」の協力を得た防犯模擬訓練、各種防災訓練の実施などに取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

（５）学校施設の維持整備

学校施設の維持管理、整備として、近藤小学校体育館の大規模改修工事を行い、良好な教育環境の持続を図りました。また、近藤小学校では児童数が増加しており、教室が不足することが予想されることから、教室の増床についても検討を始めています。

このほか各学校施設、設備について不具合の修繕を行うとともに、計画的に教職員住宅の修繕を実施するなど適切な維持管理に努めています。

（６）学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員等に対し約 9,600 食（１日当たり約 530 食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。昨年度も、地元農家の協力により「キャベツ・小松菜」などを冬季に使用し、旬の時期の野菜や「メロン」などの果物も取り入れ、地場産野菜や山菜の献立も多く実施しました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、安心できる産地食材の仕入れに努め、放射能の安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的行いました。

また、栄養教諭による児童・生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努め、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めるとともに、アレルギー児童に対し学校と保護者の連携を密にした対応をしました。

平成 21 年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、劣化による更新、修理などの維持管理に努めました。また、令和元年度は令和 2 年度増築工事のための実施設計を行いました。

今後も児童生徒数の増加等に対応した計画的な施設設備や運営の検討を行い、整備すると共に、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

（１）青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的かつ自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。令和元年度は、第 6 期ニセコ町社会教育中期計画（平成 27 年度～令和元年度の最終年次）並びに教育執行方針に基づき社会教育事業を展開しました。第 6 期社会教育中期計画については、これまでの対象年代別の領域を見直し、より優先順序の高い内容のものを領域として整理し、各種事業を展開しました。

また、社会教育委員会において、ワークショップ形式により、第 7 期ニセコ町社会教育中期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の策定にあたりました。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちが集い楽しめる場として、放課後子

ども教室をこれまでと同じく週2回開催し、国際交流員による英会話交流事業の「インターナショナルマンデー」も併せて行いました。親子のふれあいや学習機会の場として各小中学校下において家庭教育学級、親子スポーツ教室の開催のほか、PTA連合会への支援など親と子の繋がりを深める家庭の教育力向上に努めました。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開していますが、これらの事業は利用者からの評価も高く、町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第2次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、これらに基づき読書の習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実として、各種スポーツ活動や有島記念館を中心とした芸術・文化活動のほか、青少年への芸術（演劇）鑑賞機会の提供、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行っています。

地域を知る機会の充実では、豊かな心とたくましい青少年の育成に取り組むため、鹿児島県薩摩川内市を訪問する「少年の翼セミナー」並びに滋賀県高島市青少年交流・体験事業の受け入れを行い、異なる地域の文化・歴史を学びリーダーの育成を図るための交流や学習を深めました。

高齢者の健康増進と見聞を広げるため、本年度も寿大学学習会を毎月1回開催し、運動会や研修旅行など、仲間と楽しく学習し交流する機会を設定しました。

芸術・文化

（1）芸術文化活動を支援する

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、藤倉英幸展をはじめとする企画展を開催したほか、第31回目となる有島武郎少年公募絵画展では210点の応募から101点の入賞・入選作品を選出し、11月3日に表彰式を行いました。

その他、企画展示に合わせて作家による講演会やギャラリートークの開催のほか、西富遺跡見学会や宮山登山会などのまちの歴史にふれる町内探索を行いました。

芸術鑑賞機会の提供として、「能登谷安紀子 ヴァイオリンリサイタル」、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」ほかを開催しました。

有島記念館では、これら一連の取り組みにより、平成27年度以降、入館者数が1万人を超えています。

令和元年度においても11,956人が来館し、広く有島の啓蒙と芸術文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒作品展を文化まつりと同一日程で開催しました。

さらに、町民一人一人が自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援等を積極的に行い、多くの町民が芸術に触れる機会を設けています。

スポーツ

(1) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見やスポーツ推進委員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、対象者の年齢層や体力、目的に応じたスポーツ教室を開催し、多くの町民が参加し満足できるように努めました。

新たな事業として、ふるさとニセコの自然の中で、野外活動などを体験することで、ふるさとを知り、またチャレンジすることの大切さを学ぶことを目的として、小学校5・6年生を対象（事前登録型）とした、「ニセコチャレンジ」をスポーツ推進委員、地域おこし協力隊、町民の協力を得て実施しました。

この他、ニセコ町スポーツ推進委員会が主催し、様々なスポーツを体験することで健康な身体づくりやスポーツへの関心を高め、好みのスポーツや自分に合ったスポーツを見つける機会として、小学校1年生～3年生を対象（自由参加型とした、「夕方スポーツクラブ」を実施しました。

さらに、元陸上短距離日本代表選手などスポーツ競技において、トップアスリートとして活躍してきた人を講師に招き、子ども達に対してスポーツ技術の指導や進路学習などの教室を開催しました。

また、冬季札幌オリンピック・パラリンピック招致に向けて、札幌市他関係自治体と連動して、活動を進めました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内3スキー場のご協力と町からの補助額を増額することで、子どもたちのスキーリフトシーズン券購入価格を安価にすることができ、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウインタースポーツを気軽に楽しむことができるようになりました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となり活動を行っています。

特に、積極的な少年団活動を支援するために、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援してきました。

第37回目を迎えたニセコマラソン大会は、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として、1,569組（うちニセコ町内292組）の参加のもと開催する事ができました。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めています。

① 成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

特定健診の受診者数は280名で受診率は28.2%となりました。引き続き受診率の向上に努めて行きます。

また、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診22.9%、大腸がん検診10.7%、乳がん検診26.1%と前年度より増えています。

② 乳幼児の健康診査

乳児、1歳6か月、3歳児の成長の節目となる時期に健康診査を実施し、それぞれ対象児の92.4%、97.2%、90.5%の乳幼児が受診しました。就学前の相談機会となる5歳児健康診査については、86.4%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは、訪問支援などを行い子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。その他、乳児健康相談を年2回開催しています。

むし歯予防対策では歯科健診やむし歯の予防指導、フッ素塗布事業を年間2回実施し、継続した健診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口に於ける予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に74人中38人が実施しました。

ニセコ町の1歳6か月児のむし歯罹患率（虫歯をもっている割合）は0%、3歳児は5.5%とむし歯の無い子が多い状況を維持しています。

令和元年度から新規事業として実施した新生児聴覚検査については、15名が受診し、全員異常なしとの結果でした。

③ 管理栄養士の活動

管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした成人向け料理教室を年2回、食の安全安心教室を1回開催しました。また、食生活についての相談業務を引き続き行うほか、乳幼児を対象とした離乳食教室（育児セミナー）を1回、幼児センターでの幼児食教室（食育教室）を年9回開催し、食を通しての子育て支援に取り組みました。

④ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査では、すべての妊婦さんに14回の定期健康診査と、これに伴う6回の超音波検査を助成しました。妊婦1人平均11.2回の助成券利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤ 不妊・不育症治療への助成

保険適応外の特定不妊治療と、不育症治療を受けている世帯に対して自己負担の一部を助成する制度を実施しています。

北海道の助成対象者のほか、令和元年度からは所得要件で北海道の助成対象とならない人も対象としています。令和元年度は特定不妊治療1名の利用がありました。

⑥ 健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりは重要であり、健康運動教室を前年度より回数を増やし年18回開催し、参加者は運動の楽しさと継続することによる効果を学びました。

また、遠隔健康相談事業については、社会福祉協議会へ補助事業として継続実施しております。参加者の血圧や運動歩数の上昇など健康管理に関する効果が出ています。

地区巡回健康教室では前年度より1地区多い9地区で66名の参加者で開催しました。健康意識の向上のほか、地区内での交流も図られました。

⑦ こどもの予防接種

乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が79.1%となっています。

19歳未満の方の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は44.6%となっています。

⑧ 大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策として、19歳～64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の一部助成を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、50.8%となっています。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンについても一部助成を行っていますが、接種率は18.5%と低い結果となっています。

令和元年度から風しん抗体検査が実施され、初年度の検査実施率は21.2%で、このうち抗体がなかった者の割合は22.8%となっています。

⑨ 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会及び保健委員会を設置し、健康づくりに関する状況提供を行いました。なお、例年開催している会議については新型コロナウイルス感染防止のため中止としています。

⑩ 保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、引き続き倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などを助成し、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

⑪ エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年7回実施しました。また、感染状況調査については、抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるもの）は1.3%となっており、前年度調査より下回っている結果となりました。

（２）国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成30年度から北海道が保険者となり、窓口業務、保険税の賦課徴収事務、特定健診事務等は引き続き町が事務を行っています。

特定健診については、1日簡易ドックの受診者と合わせ280人が受診し、そのうち6人に保健指導を行っています。

ニセコ町の国保会計の状況については、平成30年度後志広域連合分賦金清算金1,714万円の収入があったことなどから、一般会計へ1,320万円の繰出しと国保基金へ1,390万円の積立てを行いました。年度末現在の基金残高は、4,642万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績
被保険者数	1,433人
保険医療給付費	
給付件数	15,332件
給付金額	4億949万円
1人当たりの年間医療費	28万円
高額医療費	4,609万円

（３）後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成20年度から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

医療制度では2年ごとに保険料率を決定することになっており、令和元年度の保険料率は、均等割50,205円（平成28・29年度49,809円）、所得割10.59%（平成28・29年度10.51%）となっています。

決算状況については、広域連合への負担金5,466万円、事務経費89万円、保険料の還付金10万円となり、会計の歳出額は5,565万円となりました。

（４）医療に対する各種給付事業

子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成29年10月から18歳まで（一部非該当条件有り）に対象者を拡大しています。令和元年度に支払った医療費は前年対比38万円増の1,301万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業については前年対比３９万円増の８６６万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、平成２５年度に北海道から委譲された事業で、令和元年度については前年対比１８万円増の４１万円となりました。

高齢者福祉

（１）高齢者の福祉

平成３０年度から３年間の計画となるニセコ町第７期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標とし、高齢者福祉の推進に取り組みました。

具体的には、住宅改修の上乗せ助成、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給、敬老会の開催、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、老人福祉施設入所費扶助などを実施しました。

地域福祉の活動拠点を担う社会福祉協議会へは委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するための除雪派遣サービスや軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業、移送サービス事業を継続して実施しました。また、配食サービスについては週２回のサービスへ拡大し利用者の利便性を図りました。

認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るための高齢者グループホームについては、２ユニット（１８名）すべてが利用されていない期間があり、運営に必要な経費について令和元年度もニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。その他、デイサービスセンター浴場ろ過装置について、機器更新に係る費用を補助しました。

（２）介護保険事業

高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいる方も多く、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催しました。また、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、在宅生活の支援を充実しました。

令和元年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、６，３５０万円となっています。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金４，９５０万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費３３３万円、介護認定審査会経費２０６万円、事務費等７５４万円、低所得者保険料軽減負担金１０７万円となっています。

また、意思能力の継続的な衰えが認められた高齢者などに、法律的な支援をする成年後見人制度について、社会福祉協議会への委託事業として生活サポートセンター業務など実施し成年後見制度の普及を図りました。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町窓口で受付した手続きは、裁定請求書及び失権届書 77 件、関係届 355 件、免除申請 381 件となっています。

・国民年金 1 号被保険者該当年間被保険者数：795 人（前年度 750 人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

乳幼児期の子ども達が健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域と連携しながら幼児一人ひとりの健やかな心身の育成のため、保育・幼児教育の総合的な提供を行っています。

令和元年度においては、保育の資質向上のため指導主事を招いての保育公開研修、各種研修会へ積極的に参加したほか、助成事業を活用し外部講師を招いての 10 回の講義・グループワークによる園内研修を行い、保育内容の見直し、園内環境の改善に努めました。また、学校評価を踏まえたセンター運営を進めました。

特別な支援を要する幼児については、継続して保護者との連携を密にして個別の支援計画を作成し、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。合わせて、乳幼児の成長や発達の連続性を確立するため、保健師や小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育て支える拠点となり、安心してゆとりを感じられる子育てができる環境を整えるため、子育て相談や情報提供、保護者が参加しやすい内容や子育てに役立つ内容を考慮した各種講座などを積極的に実施しました。令和元年度は隔年実施している特別講座も実施し、子育ての理解を深めたりリフレッシュする場の提供のほか、一時預かり保育及び休日保育事業の実施など子育て中の保護者への支援に努めました。今後も、子育てが楽しく行えるよう進めていきます。

(2) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、第 1 期子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりに努めました。また、令和 2 年度から始まる第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定に着手しました。

子どもの放課後の居場所づくりとして開設している「ニセコこども館」では、保育に欠ける児童数の増加に伴い、本年度は小学 3 年生までの受け入れとなりました。

また、ゴールデンウィークと年末年始に主に観光関連に従事する方の児童の預かり事

業として、子育てママの会が主催する子ども会に対し補助金を支出しました。

ひとり親福祉対策では、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

（１）障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに第３次ニセコ町障がい者計画・第５期障がい福祉計画に基づき、支援の必要な方へ必要なサービスを実施しました。具体的には、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）のほか、身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。

また、障がい者への福祉事業として、じん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障がい者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障がい者タクシー料金扶助を行い支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため、地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成と障がい者福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

本町においては、令和元年に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりませんが、引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

(2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

・街路灯の設置数 町管理：408基、自治会等管理：272基、計：680基

(3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。令和元年度は、町所有街路灯2基を新設し、自治会が新規に設置する街路灯2基に対して、75%以内の額を補助しています。

(4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し、岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催されています。

(5) 原子力防災への取り組み

① 北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から引き続き8回目の北海道原子力防災訓練を実施し、2月6日（木）に意思決定訓練を、2月13日（木）に実動訓練を実施しました。

本町では、災害対策本部等設置運営訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練を行い、役場職員及び原子力防災関係者の知識・技能の維持・向上を図りました。

今後とも町民参加の実践的な訓練となるよう内容の工夫に努めます。

② 泊原子力発電所の安全対策の確認

泊原子力発電所の安全対策工事の進捗状況等、安全確認に関する情報の収集を踏まえた原子力防災行政の推進を図ることを目的として、9月25・26日の計2回視察対応しました。

（6）防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課内に防災専門官、係長1人を配置し、庁内職員が連携のもと、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。

平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、令和元年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、圧縮毛布、可搬型発電機を購入しました。

このほか、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を広報ニセコで行いました。

（7）消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるよう計画的な機器の更新や職員研修を行い、消防力強化に取り組んでいます。

ニセコ支署においても消防ポンプ自動車の更新をはじめ消火栓の更新、救助器具の新規導入のほか、婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め防災意識の向上を図っています。

（8）消費者保護の取り組み

平成22年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、昨年度は66件の相談を受けており、今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

（9）防災拠点としての役場新庁舎

役場新庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に地域総合防災対策として、災害時にも対応できる防災機能として重要な施設であり、これまで基本設計及び実施設計を進めてきました。

令和元年度は、土工事をはじめ地下工事や1階の基礎工事を中心に実施しており、令和2年度に、新庁舎建設工事の完成を目指します。今後も起債、その他補助金等活用が可能な制度の動向に注視をしながら、健全な財政負担を基本とした役場新庁舎建設を実施します。

1 1. 住民みんながまちづくりを考え、活動します

住民自治

(1) ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進

第5次総合計画(平成24年度から12年間)では、令和2年度から令和5年度までの最後の4年間についての見直し作業を終えました。ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略である自治創生総合戦略では、令和元年度が計画期間の終了年度となることから、令和2年3月に「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」を策定し、切れ目なく自治創生に向けた取り組みを推進します。

なお、自治創生総合戦略では進捗管理や検討の場として、自治創生協議会を設置してPDCAサイクルを展開しています。

また、自治創生の浸透を図るため、令和元年度は下記の講座等を開催しました。

- ・「続）みんなで考える地域づくりセミナー」 令和元年9月19日開催 27名参加
- ・「女性のキャリアアップ支援セミナー」 令和元年11月14日開催 8名参加
- ・「自治創生が実現する未来予想図」 令和元年11月28日開催 25名参加
- ・「総合計画と総合戦略」 令和2年2月12日開催 16名参加

(2) ニセコ町まちづくり基本条例の運用について

ニセコ町まちづくり基本条例（以下「条例」という。）は、条例が現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行っています。前回は平成29年度及び平成30年度の2年間で見直し作業を終えました。なお、この作業による条例改正はなかったものの、条例の運用について、各種課題の指摘がありました。

ニセコ町は、小規模自治体でありながら、社会増を背景に人口規模を概ね維持しておりますが、一方で住民ニーズは多様化しており、住民自治を形成するうえで、まちづくり基本条例はますますその重要性を増しています。

(3) SDGsの取り組みについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（行動計画）にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。ニセコ町がこれまで取り組んできた情報共有・住民参加による自治の実践、自然環境・景観対策や環境政策、稼ぐ力の強化、地域経済循環などの取り組みは、SDGsと同一線上のもので「ニセコ町のまちづくりと親和性が高い」ものと考え、その取り組みをこれまでのまちづくりとともに推進していくこととし、平成29年度から準備を進めてきた結果、平成30年6月、国から「SDGsモデル都市」の選定を受けました。

平成30年8月には「SDGs未来都市計画」を策定し、住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを旨として、「NISEKO 生活モデル地区構築事業(SDGs モデル事業)」に取り組むこととしました。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、平成30年度の基本構想の策定などに引き続き、令和元年度には基本設計や住み替え意向調査、地元工務店向け技術研修などを実施しています。

また、SDGsについて理解を深めるとともに、一人ひとりの行動や多様なパートナーシップの構築に結び付けていくため、上記のSDGsモデル事業の内容を含め、以下のとおり、広報・普及啓発活動を行っています。

- ・ 広報ニセコでの特集記事掲載（2回）
- ・ もっと知りたいことしの仕事にSDGs説明やSDGsのゴールを掲載
- ・ まちづくり町民講座（関連するもの含め3回）、住民説明会（1回）の開催
- ※上記については町ホームページで動画配信も実施
- ・ SDGs企画展示（町文化まつりに併せ）の実施
- ・ 職員向け研修会の実施
- ・ ニセコ高校でのSDGsについての特別授業の開催（全学年対象）
- ・ 町内開催の国際会議「SDGs高校生未来会議」への協力支援

（４）情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報適切に保護されように必要な対策を取っています。また、町が行う情報公開に対する不服申立てが生じた場合の情報公開審査会、個人情報の取扱いに対する諮問等を行う個人情報保護審査会を設置し適正な運用を図っています。

なお、情報公開及び個人情報の運用状況は、6月のニセコ町議会定例会に報告するとともに、広報ニセコ7月号に掲載しています。

（５）広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報紙、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんから意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

② 町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日より、新たなウェブサイトを公開しています。

区分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
ページビュー数	806,083	968,427	933,251
セッション数	599,096	727,209	401,489
平均セッション時間	1 分 24 秒	1 分 9 秒	1 分 37 秒

③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、令和元年度のまちづくり町民講座は12回開催しました。NISEKO 生活モデル地区～地域出資によるまちづくり、地域エネルギー会社、地域運営セミナーなどをテーマに開催し、274人が参加しました。

まちづくり懇談会については、町内13会場で開催し、延べ194人の参加をいただき160件の意見や要望を受けました。このほか、こんにちは町長室やおぼんです町長室を開催しています。

④ 各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取り組みです。

ニセコ町では上記のほかに、町のPRとブランド化の推進、本町職員のプレゼンテーション研修の場として、各種視察を受け入れています。

令和元年度は札幌日大中学校やJICAなど海外からの視察も含め41団体460人の視察を受け入れています。

⑤ 開町120年記念映像の作成

映像制作会社に委託して、令和3年に予定している開町120周年記念式典で上映する現在のまちの様子やまちの貴重な古い映像・写真などを織り交ぜたふるさと映像を制作します。併せて、海外からの観光客や視察など対外向けのPR映像として、まちの紹介・映像コンテンツの制作を開始しました。

(6) まちづくり活動

① まちづくり委員会

令和元年度の「まちづくり委員会（大人）」は、ふるさとづくり寄付金の新たなスキームづくりを検討しました。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。令和元年度は計4回行い、ごみ問題の講義や、段ボールを使ったコンポストの手作り、新幹線工事現場の見学を行ったほか、ちびっこ広場の再整備について建設課と意見交換会を行いました。

② ふるさとづくり寄付

ニセコ町ふるさと寄付条例は、まちづくり基本条例（第14条及び第50条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として平成16年9月17日に制定しました。

平成30年度からは寄付項目を拡大し、返礼品を活用した新たなスキームへ移行。また、寄付者とのつながりを持つため、シンクタンクである一般社団法人構想日本が提唱するふるさと住民票の取り組みとして、ふるさと住民カード「愛称：ニセコアンカード」の発行を開始し、対象者に情報発信などを行っている。

【令和元年度：寄付額23,188,000円／251人】

【ふるさと住民票発行／72人】

（7）住民主体による花や木の植栽活動

令和元年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」、ニセコ振興会の活動に要する備品整備に対しコミュニティ助成事業として補助を行いました。

（8）広域行政の検討

平成19年4月に設立した後志広域連合は、事務の共同処理のメリットである経費節減効果を期待しているところです。

平成19年度から税の滞納整理事務、平成21年度から国民健康保険事務及び介護保険事務、平成28年度から行政不服審査会事務の共同処理を実施しており、多様化する広域行政の需要に対応するため、広域連合及び他の地方公共団体との連携を図ります。

（9）交流事業

全国の議会や行政関係者、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外自治体職員等による視察受け入れを行いました。

（10）国際交流事業

一般財団法人自治体国際化協会の国際交流員招致事業を通じて、中国、アメリカ、ドイツから計4名の交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

（11）移住・定住対策

ニセコ町の地域課題を解決する人材の確保と定住人口の増加を図るため、首都圏で開催された移住・交流フェア（本気の移住相談会、JOIN 移住交流・地域おこしフェア）に出展し、都市住民にニセコ町の魅力や環境について伝えました。

また、後志総合振興局と連携して、しりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプランとして、夏期と冬期の就業をマッチングさせ、定住と働き手不足解消を図る取り組みを行っており、町内でもこれまでに6件の雇用契約が成立しています。

（１２）地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成２３年度から導入し、令和元年度は継続５名、新規９名の計１４名の隊員が役場や関係機関に配属され、地域の活性化や課題解決に活動し、また、最長３年間の任期であるため、将来町内で起業・就業するための活動も行っています。これまで、２１名の隊員が任期を終え、その後１５名が町内に定住しました。

集落支援員は平成２２年度から導入し、令和元年度は５名がさまざまなまちづくり活動やまちづくりを通じた点検活動により、集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

（１３）コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

・地域自治振興交付金の交付状況：５６自治会、２，７８８，８００円

（１４）コミュニティ施設の維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、令和元年度は、３，１６０件、４４，１６７名の方が利用されました。引き続き、町民や来町者が効率的に広く活用できるよう努めます。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、本センターについては建て替えのため、平成３０年度に実施設計、令和元年度に新しい西富地区町民センターが完成しました。

地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理は、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行っており、火災保険料など費用の一部を町が負担しています。引き続き、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

（１５）戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が１４人の減少、社会増減（転入・転出等）では６２人減少し、令和元年度末では前年比７６人減の５，０２８人となりました。年度により多少の増減はあるものの全体的には微増傾向となっています。

１世帯当たりの人数は１．９３人でわずかに減少しています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成１８年度以降急激に人口が増加しており、令和２年１月末には５５４人の住民登録がありました。

昭和５２年１月以降減少続きであった人口がここ数年は外国人を中心に増加傾向となっています。

戸籍に関しては、戸籍総合システムにより安全な管理と迅速で適正な処理が可能とな

り行政サービスの向上が図られています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
令和元年 年度末	日本人	2, 3 1 3 人	2, 3 5 4 人	4, 6 6 7 人	2, 3 4 7 世帯
	外国人	2 4 3 人	1 1 8 人	3 6 1 人	2 5 7 世帯
	計	2, 5 5 6 人	2, 4 7 2 人	5, 0 2 8 人	2, 6 0 4 世帯
平成30 年度末	日本人	2, 3 4 0 人	2, 3 6 9 人	4, 7 0 9 人	2, 3 3 1 世帯
	外国人	2 4 3 人	1 5 2 人	3 9 5 人	2 9 7 世帯
	計	2, 5 8 3 人	2, 5 2 1 人	5, 1 0 4 人	2, 6 2 8 世帯

(16) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成27年10月5日の番号法の施行により、住民基本台帳登載者全員に個人番号を付番しています。

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構（通称 J-L i s）」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況	(前 年 度)
令和2年3月末申請枚数	7 1 6 枚 (5 7 3 枚)
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数	6 0 3 枚 (4 7 8 枚)
令和2年3月末交付枚数	5 5 1 枚 (4 5 6 枚)

行財政

(1) 議会の活動

令和元年度中の議会の開催は、定例会4回、臨時会4回となりました。条例の改正や制定、予算審議、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行いました。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会は、それぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度の予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課から説明を受け、課長等と意見交換をしつつ、改善点の申し入れを行っています。

全議員で行った視察研修では、主に窓口事務を担当する係長職員とともに、上川管内当麻町及び旭川市で役場庁舎の執務環境や家具備品の調査視察を行いました。当麻町の新庁舎は、建物の躯体が木を使って建設された建物でした。担当者によると、林業が盛んなまちであることから建物に地場木材を使い、さらに住民の利用するスペースに木製の家具を置くことで建物内部に統一感をもたらしたということです。本町でも木の部分を多く使うので、新庁舎の内部をイメージしやすかったと思います。また、旭川市では木製家具の制作会社と工場での制作工程を見学しました。地場産業として道産木材を使

い、また若い職人がたくさん働いている姿が印象的な工場でした。

例年実施している「議会報告・町民との意見交換会」ですが、開催方法の工夫を試みました。

今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

（２）議会だよりの発行

町民のみなさんに議会本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動をお知らせすることは、議会にとっても重要なことです。元年度も、定例会の内容を中心に４回の「議会だより」を発行しました。

（３）監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、８月の決算監査、２月には定例監査を行いました。また、監査委員全国研修会に参加し、監査委員としての識見の研鑽を積んでいます。

（４）税金の課税や納税に関する事務経費

令和元年度分の税の徴収率について、現年度分対前年比は、町民税で０．１８ポイント・固定資産税は０．０３ポイント・軽自動車税で０．１５ポイントの増で、国民健康保険税を除く町税全体で０．０８ポイントの増となりました。収入実績では、町民税で１，５７４万円の増など全体で２，７３３万円の増額となりました。国民健康保険税は、対前年比０．９６ポイントの増加となりました。

国民健康保険税を除く町税全体の現年度課税分全体の収入額は９億６，０８８万円、収納率は９９．７％で、前年度対比では税収では２，７３３万円の増額となりました。

また、滞納繰越分を含めた町税全体で収入額は９億６，３８４万円、収納率は９９．２４％で、前年対比税収で２，６１７万円の増、収納率では０．１１ポイントの増となりました。

国民健康保険税では、現年課税分の収納率は９８．６６％で、０．９６ポイントの増となり、滞納繰越分の収納率は５３％で、５．４１ポイントの大幅増加となりました。滞納繰越分をあわせた国民健康保険税全体の収納率は、９年連続で前年度を上回ることができました。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目指し、督促・催告の強化、財産調査を実施し、預貯金・給与差押の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により１６件で３２８万円となっておりさらなる徴収に努めます。

また、納付環境の整備としてコンビニ収納に加え、スマホアプリを使った納付やインターネット銀行からの口座引落も可能にし、納税者の利便性が向上すると共に、効果的な納税の促進に繋がっています。

（５）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する住民ニーズに対応し、住民の視点に立った住民主体のまちづくりを進めるためには、職員の資質の向上や意識改革が必要です。

職員にはまちづくりの専門的知識の習得とともに、豊かな発想力と情報収集能力を持ち柔軟な対応力が求められます。そのため、これまでと同様、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修に参加させるとともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を実施しています。その他、引き続き内閣官房地域活性化事務局へ職員を派遣し将来のニセコ町を担う人材育成に努めています。

さらに、職員採用においても外部の経験と新たな発想を得ることによりニセコ町のまちづくりに活かせるように、社会人経験者も採用しています。

（６）町有財産の管理・運用

町が保有する施設及び土地について、有効活用を図るために必要な改修や整備を行うことはもちろんのこと、貸出している財産も相手方と協議して適切な維持管理を行います。

① 職員住宅の維持管理

職員住宅は、現在１２戸を保有しています。これらの住宅は、建築から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。また、職員住宅が不足している分については、民間住宅を利用しつつ住宅不足の解消を図っています。

② 町有財産の売却及び取得（土地）

令和元年度は市街地区に土地（１３５０．４４㎡）を購入しました。

また、千葉県在住の個人の方、他５人から土地１７，９３２㎡の寄付を受け取得しています。

（７）行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し運用を行っています。

さらに、自治体情報セキュリティ強靱化を受け平成２９年からネットワーク（個人番号利用事務系ネットワーク、LGWAN 接続系ネットワーク、インターネット接続系ネットワーク）を分離しネットワーク間のデータ授受の原則禁止や情報の持ち出しを防止するなど情報の流出対策を構築しています。

（８）選挙事務

平成３１年４月に行われた統一地方選挙、令和元年度７月の参議院議員選挙と大きな選挙が行われました。また、役場庁舎の新築工事に伴いこれまで期日前投票所及び開票所として使用していた役場第二庁舎（旧公民館）が使用できなくなったことから、新たに町民センターを使用し各事務を行いました。

（９）計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など様々な財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入を計画的に活用します。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率１０．９％（Ｈ３０年度１１．６％）となり前年度に引き続き改善が図られました。今後、特別会計を含めた公債費については横ばい傾向が続いた後に、役場新庁舎の元金償還が始まる令和７年度頃から増加に転じる見込みです。

一方、将来負担比率は３６．０％（Ｈ３０年度３１．６％）となりました。役場新庁舎の建設に入り地方債残高の増に伴い比率が上昇しました。今後は役場新庁舎建設工事が２年目に入り、借入が大きく増加することと、庁舎建設基金を取崩す見込みであることから充当財源が減ることとなり比率はさらに上昇する見込みです。

今後も歳入を最大限確保するとともに、各種基金の積立てまたは取崩しを最大限圧縮するなど継続的に比率の改善に努めていきます。

（１０）地籍成果の管理・運営事務経費

平成２２年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍調査成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。

